

防府市役所環境保全率先実行計画

令和4年3月

防 府 市

目 次

I 計画の基本的事項	
1 地球温暖化問題に関する国内外の動向	・ ・ ・ ・ 1
2 本実行計画の目的	・ ・ ・ ・ 2
3 計画の対象範囲	・ ・ ・ ・ 2
(1) 対象範囲	
(2) 対象施設	
(3) 対象とする温室効果ガス	
4 計画の期間	・ ・ ・ ・ 3
5 計画の基準年度	・ ・ ・ ・ 3
6 計画の位置付け	・ ・ ・ ・ 4
7 計画策定の経緯	・ ・ ・ ・ 4
8 S D G s との関係	・ ・ ・ ・ 4
9 C O O L C H O I C E との関係	・ ・ ・ ・ 4
II 基本方針と行動目標	
1 基本方針	・ ・ ・ ・ 5
2 行動目標	・ ・ ・ ・ 5
(1) 二酸化炭素排出量の削減	
(2) 環境負荷の低減	
III 率先行動の内容	
1 省エネルギー・再生可能エネルギーの導入推進(低炭素社会の実現)・ 7	
(1) 電気・燃料用ガスの使用量の削減	
(2) 公用車の燃料使用量の削減	
(3) 通勤用車両の燃料使用量の削減	
(4) 再生可能エネルギーの導入推進	
(5) 節水の推進	
2 3 R の実践（循環型社会の形成）	・ ・ ・ ・ 9
(1) リデュース（発生抑制）の推進	
(2) リユース（再使用）の推進	
(3) リサイクル（再生利用）の推進	
3 自然との調和（自然との共生）	・ ・ ・ 1 0
(1) 騒音・振動等の公害発生防止対策	
(2) 緑化の推進	
(3) その他の環境配慮の推進	
IV 計画の進行管理と公表	
1 推進体制	・ ・ ・ 1 1
2 点検・評価	・ ・ ・ 1 1
3 公表の方法	・ ・ ・ 1 1
4 関連マニュアル等の作成	・ ・ ・ 1 1

1 地球温暖化問題に関する国内外の動向

現在、地球温暖化が一因ともされる大規模な森林火災、集中豪雨などといった自然災害が世界各地で発生し、気候変動がもたらす影響は深刻さを増しています。

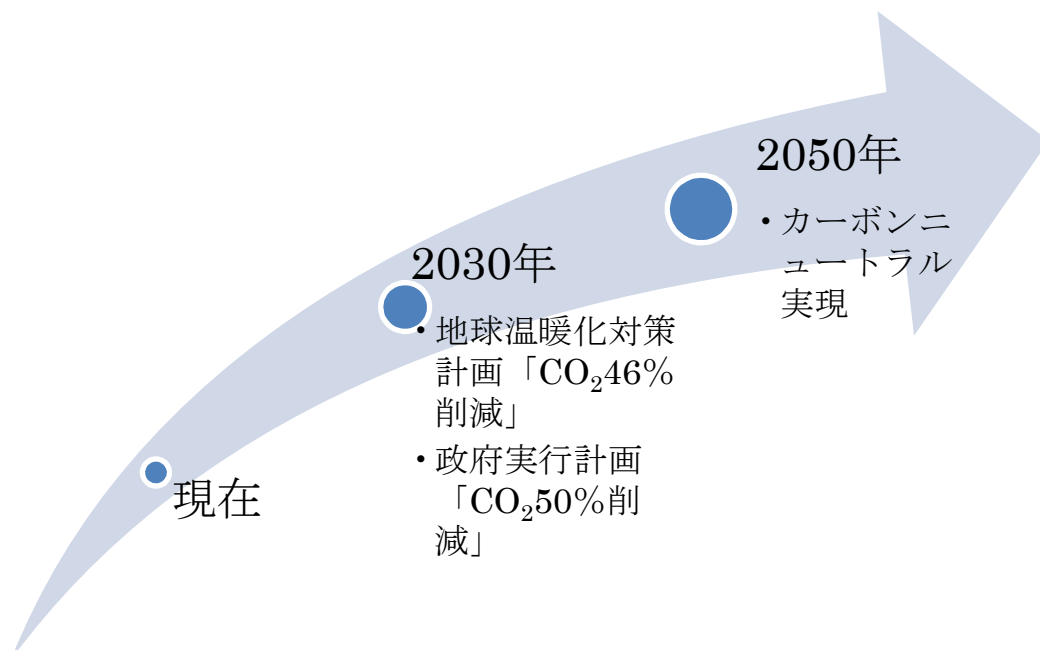
地球温暖化の主な要因として、人間の活動によって排出される温室効果ガスの増加が挙げられています。温室効果ガスの削減は、国際社会が一丸となって解決すべき重要な課題となっています。

◎主な動向

平成26(2014)年IPCC第5次評価報告書で、「地球の気温上昇が産業革命前より2℃高くなった場合、地球環境に壊滅的な影響が及ぶ可能性があること」に言及されました。その後、平成27(2015)年12月、フランス・パリにおいて、国連の気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)が開催され、「パリ協定」が採択されました。「パリ協定」では、「世界的な平均気温上昇を、産業革命以前に比べて2℃よりも十分低く保ち、1.5℃に抑える努力を追求すること」を世界共通の目標とし、ほぼ全ての国と地域が参加する国際枠組となりました。

我が国では、令和2(2020)年10月に政府が「2050年までの脱炭素社会(カーボンニュートラル)の実現」を宣言し、令和3(2021)年4月には2050年カーボンニュートラルの目標と整合的で野心的な目標として「2030年度に2013年度比CO₂排出量46%の削減目標、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けていく」ことを宣言しました。この目標は、同年10月に閣議決定された地球温暖化対策計画に明記されました。

また、同月「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画(令和3年10月22日閣議決定)(以下「政府実行計画」という。)」が閣議決定され、「2030年度に2013年度比CO₂排出量50%の削減」が掲げられました。



2 本実行計画の目的

市が一事業者・一消費者として、地球温暖化の防止を目的とする環境に配慮した行動を率先して実行するとともに、職員一人ひとりが事務事業に伴う温室効果ガスの排出量の削減に積極的に取り組むことで、自ら環境に与える負荷を軽減し、市民及び事業者に対する先導的役割を果たすことを目的とします。

3 計画の対象範囲

(1) 対象範囲

市が実施する事務・事業全般とします。

(2) 対象施設

全施設とします。

ただし、行動目標の目標数値の対象とする施設は、次の対象施設一覧表に掲載する施設とします。

【対象施設一覧表】

所管部署		施設名
総務部	行政管理課	市庁舎
地域交流部	文化・スポーツ課	スポーツセンター陸上競技場、スポーツセンター体育館、スポーツセンター武道館、スポーツセンター野球場、公会堂、地域交流センター、青少年科学館、スポーツセンター人工芝多目的グラウンド、山頭火ふるさと館、スポーツセンタープール
	おもてなし観光課	サイクリングターミナル、三田尻塩田記念産業公園、うめてらす
生活環境部	生活安全課	大光寺原霊園、と畜場、斎場
	クリーンセンター	クリーンセンター、最終処分場
健康福祉部	高齢福祉課	老人憩の家
	障害福祉課	愛光園、大平園、なかよし園 身体障害者福祉センター
	子育て支援課	宮市保育所、とのみ保育所、江泊保育所 留守家庭児童学級
	社会福祉課	宮市福祉センター、右田福祉センター 牟礼福祉センター、玉祖福祉センター
	健康増進課	保健センター、休日診療所
産業振興部	農林水産振興課	青果物地方卸売市場
	農林漁港整備課	排水機場、野島排水処理施設
	商工振興課	防府市中高齢労働者福祉センター、シルバークラークプラザ、防府地域職業訓練センター、

		防府市中小企業サポートセンター、創業交流センター
	競輪局	競輪場、駅前サービスセンター
土木都市建設部	河川港湾課	雨水ポンプ場
	都市計画課	花木センター、大平山山頂公園事務所
消防本部	消防総務課	消防本部庁舎、南出張所、東出張所 大平山無線中継局舎、消防団 13 分団消防器庫
教育委員会	教育総務課	小学校、中学校、防府図書館
	学校教育課	学校給食センター
	生涯学習課	文化福社会館、公民館、野島漁村センター
	文化財課	文化財郷土資料館、英雲荘
上下水道局	総務課	上下水道局庁舎
	下水道課	浄化センター、雨水ポンプ場、 右田中継ポンプ場、中関中継ポンプ場
	水道課	水源地

(3) 対象とする温室効果ガス

「地球温暖化対策推進法」が対象とする 7 つの温室効果ガス※¹のうち、排出量の約 9 割を占めている二酸化炭素（CO₂）※²を対象として取組を推進していきます。

※1：7 つの温室効果ガス：二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素

※2：出展 全国地球温暖化防止活動推進センター「日本における温室効果ガス排出量の推移」

4 計画の期間

計画の期間は、令和 4 (2022) 年度から令和 8 (2026) 年度までの 5 年間とします。

5 計画の基準年度

目標数値等の基準年度は、令和 2 (2020) 年度とします。

6 計画の位置付け

本市では、まちづくりの基本的な構想を示す最上位計画である「第5次防府市総合計画」を策定し、持続可能なまちづくりを進めています。また、総合計画を環境面から実行する「防府市環境基本計画（第3次）」を策定し、地球温暖化対策をはじめとする環境の保全を推進しています。

本計画は、「地球温暖化対策推進法」第21条第1項の規定に基づき策定するもので、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する、地方公共団体実行計画（事務事業編）を包含するものです。

7 計画策定の経緯

防府市役所では、職員一人ひとりが、あらゆる事務・事業において環境への配慮を率先して実行するため、平成12(2000)年度から「防府市役所環境保全率先実行計画」を策定し、推進してきました。

その後、第4次まで改訂を行いました。この度、第4次の計画期間が令和3(2021)年度で終了することから、これまでの取組内容を踏まえ、継続的な環境への配慮を促進するため、第5次「防府市役所環境保全率先実行計画」を策定します。

8 SDGsとの関係

本市では、SDGs（持続可能な開発目標）※3の理念に沿って持続可能なまちづくりを進めることとしており、地球温暖化対策の面から総合計画の施策を推進する本計画に取り組むことで、SDGsで掲げられている17の目標の内、「目標7：すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な現代的エネルギーへのアクセスを確保する」及び「目標13：気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる」の達成に貢献するものです。

※3：平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された、貧困、エネルギー、気候変動など、21世紀の世界が抱える社会・経済・環境面の課題を解決し、持続可能な形で発展していくため、国際社会が2030年までに達成を目指す17の目標。

9 COOL CHOICEとの関係



地球温暖化対策につながる、あらゆる「賢い選択」をしていこうとする国民運動「COOL CHOICE（クールチョイス）」とは、CO₂などの温室効果ガスの排出量削減のために、脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など、日々の生活の中で、あらゆる「賢い選択」をしていこうという取組です。

本市は、「COOL CHOICE」に賛同しています。

職員全員が事務事業の中で「COOL CHOICE」を実践することで、本計画の目標達成につなげていきます。

Ⅱ 基本方針と行動目標

1 基本方針

各職場における事務・事業において、環境への負荷の低減を図り、持続可能な社会を目指すため、「低炭素社会の実現」、「循環型社会の形成」、「自然との共生」のそれぞれの分野について3つの基本方針を定め、率先して取り組みます。

- ・省エネルギー・再生可能エネルギーの導入推進（低炭素社会の実現）
- ・3R[※]の実践（循環型社会の形成）
- ・自然との調和（自然との共生）

また、本計画は、政府実行計画を踏まえ、照明のLED化及び太陽光発電システムの設置に重点的に取り組むこととします。

- ・既存設備を含めた施設全体のLED照明の導入割合を、2030年度までに100%とします。
- ・2030年度までに設置可能な市有施設の50%以上に、太陽光発電システムを設置します。
- ・電気自動車（EV）の導入を検討し、充電設備の設置を推進します。

※3R：Reduce（発生抑制）、Reuse（再使用）、Recycle（再生利用）の3つのRの総称

2 行動目標

基本方針に基づき、目標数値を次のとおり設定し、重点的に取り組みます。

（1）二酸化炭素排出量の削減

政府実行計画が2030年度までに温室効果ガス排出量を50%削減することを目標としていることから、本市では、令和8（2026）年度までに、二酸化炭素排出量を平成25（2013）年度から46.2%削減することを目標とします。

	参考 (平成25年度) (2013年度) [単位：t-CO ₂]	基準年度 (令和2年度) (2020年度) [単位：t-CO ₂]	目標年度 (令和8年度) (2026年度) [単位：t-CO ₂]
エネルギー起源CO ₂ ^{※1} (A)	24,304	15,014 (-38.2%)	11,957 (-50.8%)
公共施設の電気、燃料の使用に伴うもの	23,813	14,615 (-38.6%)	11,597 (-51.3%)
公用車の燃料使用に伴うもの	491	399 (-18.7%)	360 (-26.7%)
非エネルギー起源CO ₂ ^{※2} (B)	22,105	16,354 (-26.0%)	13,023 (-41.1%)
二酸化炭素排出量 (A) + (B)	46,409	31,368 (-32.4%)	24,980 (-46.2%)

() 内は、平成25（2013）年度からの削減率

※1 エネルギー起源CO₂：電気や燃料の使用に伴い排出される二酸化炭素

※2 非エネルギー起源CO₂：防府市クリーンセンターで焼却したごみのうち、廃プラスチック類の焼却に伴い排出される二酸化炭素

(2) 環境負荷の低減

①電気及び公用車燃料の使用量の削減

電気及び公用車燃料の使用量の削減により、二酸化炭素排出量の削減に重点的に取り組みます。

ア 電気の使用量の削減

対象施設で使用する電気について、令和 8 (2026) 年度までに令和 2 (2020) 年度比 20.7 % の削減を図ります。

項目	令和 2 年度 実績値	令和 8 年度 目標値
電気の使用量	21,649,034 kWh	17,172,150 kWh

イ 公用車の燃料使用量の削減

公用車の燃料使用量（ガソリン・軽油）について、令和 8 (2026) 年度までに令和 2 (2020) 年度比 9.8 % の削減を図ります。

項目	令和 2 年度 実績値	令和 8 年度 目標値
公用車の燃料使用量	163,306 L	147,256 L

②水道使用量の削減

水道使用量の削減に努めます。

項目	令和 2 年度 実績値	令和 8 年度 目標値
水道使用量	81,897 m ³	削減に努める

③用紙類の使用量の削減

用紙類の使用量の削減に努めます。

項目	令和 2 年度 実績値	令和 8 年度 目標値
用紙類の使用枚数	9,321,550 枚	削減に努める

Ⅲ 率先行動の内容

基本方針で定めた3つの率先行動の柱に基づき、職員一人ひとりが、身近なところから環境への負荷の低減を図るため、それぞれの職場で次の項目を日常的に取り組むこととします。

1 省エネルギー・再生可能エネルギーの導入推進（低炭素社会の実現）

（1）電気・燃料用ガスの使用量の削減

日常的な取組 	夏季（5月～10月）には、身だしなみに留意しつつ軽装（クールビス）による執務、冬季（12月～3月）にはウォームビズにより過剰な暖房を抑制しながら執務を行います。
	照明設備は、業務に適した照度とし、執務室の窓際消灯や残業時の不必要な照明の消灯などに努めます。また、トイレ、湯沸かし室等はこまめに消灯します。
	窓口等を除き支障のない範囲で、原則として昼休み時間は消灯します。
	パソコンやコピー機等の事務用機器は、省電力モードに設定して使用し、長時間使用しない場合（概ね30分以上）や昼休みには電源オフを徹底するなど、適正管理に努めます。
	働き方改革により、時間外勤務を極力なくし、夜間・休日の電気使用を控えます。
物品等の導入調達	購入・リースする事務用機器は、グリーン購入法における「特定調達品目の調達の判断の基準」に沿った環境に配慮した製品とします。
運用	空調設備の運転は、冷房時28℃、暖房時20℃を室温の目安として温度管理を行います。
	空調を使用しない時期はブレーカーを切るなど、エアコンのクランクケースヒータ電源を遮断し、省エネを図ります。
	エアコン室外機のフィン清掃やエアコン室内機のフィルタ清掃を定期的に行うことにより、電力使用量を削減します。
	温水洗浄便座の便座温度及び温水温度の設定を緩和（「中→低」）します。また、夜間にはタイマーによる電源の遮断又はコンセントを抜くなどし、待機電力の削減を図ります。
	「省エネ診断」の受診による設備の運用改善を検討します。
建物等の建築・整備	施設の新設・増設に当たっては、ZEB oriented [※] 相当を目指し、省エネルギー対策の徹底やエネルギー効率の良い機器の導入に努めるなど、環境負荷の軽減を図り、地球環境に配慮した整備を行います。

	新庁舎については、自然採光・換気の活用、外壁・窓ガラスの高断熱化、照明・空調のセンサーコントロール、LED化、高効率空調機器の導入等を行い、省エネルギー化を図ります。
	既存設備を含めた施設全体でLED照明の導入を進め、省エネを推進します。

※ZEB oriented：30～40%以上の省エネ等を図った建築物

(2) 公用車の燃料使用量の削減



車両の選定	電気自動車、低燃費車、ハイブリッド車、クリーンディーゼル車など、環境性能に優れた低公害車等の導入を進めます。
	公用車は、特種車両等を除き、燃費性能を考慮して、可能な限り既存の車両より小型なもの（軽自動車等）とします。
維持管理	タイヤなどの購入に際しては、環境性能に優れたものを積極的に選択します。
運用	アイドリングストップや緩やかな加速・減速、経済速度による走行など、エコドライブの徹底を図ります。
	タイヤ空気圧の点検など、適切な車両の管理を励行します。
	近距離への移動の際には徒歩や公用自転車、電動バイクを積極的に活用するなど、可能な限り自動車の利用を控えます。
	同一場所への出張、会議、研修等に複数で参加する場合は、所属課に関わらず、乗り合わせに努めます。

(3) 通勤用車両の燃料使用量の削減



通勤	毎週金曜日の「ノーマイカーデー」を積極的に推進します。
	自転車や徒歩、公共交通機関を利用するなど、環境負荷の少ない通勤方法を推進します。

(4) 再生可能エネルギーの導入推進



太陽光発電システム設置	市が保有する建築物及び土地における太陽光発電の最大限の導入を図ります。また、設置に当たっては、国等の補助制度や支援策を活用します。
	小中学校や避難施設等としての機能を発揮する公共施設で、太陽光発電システムや蓄電池等の自立・分散型エネルギー設備を導入します。

(5) 節水の推進



運用	手洗い時、トイレ使用时、洗いもの等において、節水に努めます。
----	---------------------------------------

設備	流水擬音、感知式自動水洗など、節水効果のある機器の設置を推進します。また、施設の建替えや改修の際は、節水型のトイレを設置します。
----	--

2 3Rの実践（循環型社会の形成）

3Rの実践では、特に用紙類の使用の削減に、重点的に取り組み、総使用量の削減を目指します。また、デジタル化に伴うペーパーレス化を推進するなど、省資源化に取り組みます。

（１）リデュース（発生抑制）の推進



用紙類 (ペーパーレス)	両面印刷、両面コピーを徹底します。また、2アップ印刷なども活用します。
	送付状や会議配布資料等、デザインやレイアウトの工夫による用紙枚数の削減に努めます。
	会議資料等を印刷するときは必要最小限とし、ペーパーレス会議を推進します。
	電子メール等を活用し、ファクシミリの使用を減らします。
	申請書のペーパーレス化を進めます。
	電子決裁の導入や電子データによる文書の供覧を実施し、ペーパーレス化を進めます。
OA機器	公文書の保存方法について、紙以外での保存を検討し、ペーパーレス化を推進します。
	コピー後には設定をリセットするなど、ミスコピーを防止します。
物品購入	新庁舎では、ICカード等による文書等出力管理を行い、ペーパーレス化を推進します。
	使い捨て製品の使用を控え、詰め替え可能な製品の使用に努めます。
	物品購入は計画的に行い、不必要な物品の購入を抑制します。
公共工事	先に購入した物品から使用する「先入れ先出し」を徹底します。
	採用する工法や資材の改善により、公共工事に伴う建設副産物等廃棄物の発生の抑制に努めます。

（２）リユース（再使用）の推進



紙類	機密文書や個人情報等に十分留意した上で、封筒やミスプリント、ミスコピー紙の再生利用に努めます。
物品	掲示板（電子メール）などを利用し、不要物品の情報提供を積極的に行い、必要な課での再利用に努めます。

(3) リサイクル（再生利用）の推進



物品購入	物品購入に当たっては、エコマークなどの「環境ラベル」を参考に、再生品の使用など、グリーン購入法における「特定調達品目の調達の判断の基準」に沿った製品の購入に努めます。
	購入する用紙類は、原則として再生紙とします。
	印刷物の発注の際には、古紙配合率・白色度を仕様書に明示します。
廃棄	紙類などの分別排出を徹底し、資源化に努めます。
	公共工事における廃棄物のリサイクルに努めます。

3 自然との調和（自然との共生）

(1) 騒音・振動等の公害発生防止対策

公害発生防止	公害が発生するおそれのある作業等を実施する場合は、法令を遵守するとともに、環境への負荷の低減に努め、公害の発生防止を図ります。
--------	---

(2) 緑化の推進



緑化	庁舎、学校や公共施設の周辺や市道の緑化に努めます。また、緑のカーテンに積極的に取り組みます。
	公共工事を行う際には、可能な限り自然を残し、公共工事により除去される樹木は、可能な限り移植又は補植します。

(3) その他の環境配慮の推進

廃棄物処理	廃棄物は、排出者の責任において適正に処理します。 - 産業廃棄物は、マニフェスト制度の遵守等により、適正に処理します。 - 乾電池・蛍光灯などの有害物質を含む廃棄物は、適切に保管・処理します。
E V 充電設備設置	電気自動車（E V）の普及促進のため、観光施設などへの充電設備設置を推進します。
市主催の行事等への配慮	市の主催する各種行事・イベントの実施の際には、自然環境や周辺環境への配慮、廃棄物の発生・排出抑制、省資源・省エネルギー等に努め環境への配慮に取り組みます。
職員の行動	職員の環境保全に関する意識を啓発するため、職員に対して必要な情報の提供や計画的な研修の実施に努めます。
	職員の環境に関する地域活動や環境づくりなどのボランティア活動への積極的な参加を促します。

1 推進体制

平成23(2011)年度に設置した「防府市環境保全推進委員会（事務局：生活環境部生活安全課）」により、計画の総合的な進行管理を行うとともに、実施状況に基づき改善措置を各課等に指示します。

また、各職場での計画の着実な推進を図るため、各課等に推進責任者を配置します。

推進責任者の役割は、以下のとおりです。

- ・職員に対する指導・啓発
- ・実施状況の事務局への報告
- ・実施状況に基づき、職員に対する改善の指示
- ・所属内での本計画の推進及び積極的なグリーン購入の推進

2 点検・評価

推進責任者は、次の実施状況を随時点検し、毎年6月末までに調査・報告書を事務局へ提出します。

- ・電気の使用量
- ・水道、燃料用ガス等の使用量
- ・公用車の燃料の使用量
- ・用紙の使用量
- ・その他必要な事項

事務局は、各課等から提出された調査・報告書により毎年計画の実施状況を取りまとめ、必要に応じて「防府市環境保全推進委員会」において総合的な評価を行います。

3 公表の方法

本計画の進捗状況は、毎年度発行する「防府市の環境」において公表します。

4 関連マニュアル等の作成

計画の推進に当たっては、必要に応じて、具体的な個別案件を扱う作業部会を設置し、各取組に必要なマニュアル等の作成を行います。

【推進・点検体制】

